生活・産業景観	当づくり ①	
	生活・産業景観の創造	
京航 ラくりの 方向性	エル・産未泉既の制造	
制度名		
	新百合丘駅周辺都市景観形成地区	
所在地	神奈川県川崎市	
主体	行政、住民、事業者	
目的 	土地区画整理事業により整備された区域の景観づくりを新都心にふさわ	
	いものとするため	
内容 	1. 経緯	
	新百合丘駅周辺地区では、これまで「川崎新都心センター新百合丘駅周	
	辺上物建設マスタープラン」により、新都心にふさわしいまちづくりをめ	
	ざしてきましたが、平成12年4月に都市景観条例に基づく建築物等の届 	
	出制度が開始されたことに伴ない、都市景観形成地区による街づくりが行	
	われることになりました。また、地元組織として(財)川崎新都心街づく	
	り財団により、「川崎新都心街づくり推進協議会」が設置されました。	
	2. 運用方法	
	都市景観形成地区には、市と協議会との協議により、街づくりのテーマ、 	
	都市景観形成の基本目標、景観形成方針、景観形成基準が設定され、建築	
	行為などの届出や公共事業の推進によって都市景観の形成を図ります。 	
	3. 運用の成果	
	全体的に統一された景観の地区となり、特に色彩面においては地域としての統一性が強く見られます。	
	○都市景観形成地区の内容	
	1. 都市景観形成地区の範囲とエリア分け	
	・A:駅前センターエリア	
	・B:商業・住環境エリア ・C:沿線商業エリア	
	・D:住環境エリア	
	小田中小田田 新音を正常	
	A	
	BEOWE	
	B B	
	D BRACE-VALUE	
	# 対象となる範囲 果朝形成地区の範囲	
	原地の一部が衛用機能形成は反に含まれる場合は、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

- 2. まちづくりのテーマ、まちづくりの目標、景観形成方針と景観形成基準
- (1)街づくりのテーマ

「出会い・ふれあいの街」

- (2) まちづくりの目標
- ・地域の個性と華やかさが演出されているまちづくり
- ・自然や地域とのふれあいを大切にしたまちづくり
- ・人々が集まりゆとりと安心感のあるまちづくり
- (3)景観形成方針
- ・豊かな自然の風景や人々の生活が見えるヒューマンスケールの新都心景 観づくり。
- ・奥行きや深み、変化を感じさせる街なみ景観づくり。
- ・人々を誘引するような開放的で連続性のある街路景観づくり。
- ・落ち着きや暖かみが感じられ、秩序のある建物景観づくり。
- ・地域の独自性を活かした、にぎやかで楽しい商業景観づくり。

(4)景観形成基準

(· /)](P/I	:///X-2-1
項目	基準
建築物の	建築物は街なみを形成する主要な景観要素として、高さや重なり、形態、
デザイン	連続性など、周囲と調和させながら時代の変化に対応できる外観のデザ
	インとします。色彩については基調色を活かし魅力ある街なみの形成に
	努めます。また,大規模な建築物や公共性の高い建築物,高台や交差点
	など人の目に付く場所にある建築物には、特に景観的な配慮をします。
緑の	緑は都市に美しさと潤いを与えてくれる大切な資源です。もともと存在
デザイン	した自然景観を保全、再生していくことを積極的に進めます。また、場
	所に応じた樹木の効果的活用を図りながら、季節感のある自然とのふれ
	あいを大切にした景観をつくり出します。
通りの	通りの連続感や一体感を感じさせ、賑わいがあり、歩く人の視点を配慮
デザイン	した,わかりやすい景観をつくります。ゆっくりと歩け,立ち止まって
	くつろぎたくなるような、歩行者にやさしく清潔で安全な道路空間をつ
	くります。商業施設や公共施設などと一体化を感じさせる, 開かれたイ
	メージをめざします。
広告物の	街の賑やかさや華やかさを演出する広告物により、街なみ景観の個性や
デザイン	 魅力の向上に積極的に貢献します。建築物のデザインを引き立て、また
	通りのイメージづくりに役立つ,独自性と品のある質の高い広告物をめ
	ざします。
あかりの	光の強さ、色、位置などを考慮した適切な照明計画を行うことにより過
デザイン	剰な照明とならないように配慮します。ものを浮き上がらせる間接的な
	光により、建物、広場、街路、緑の存在感をより一層引き出し、昼間の
	景観から夜の景観への移り変わりや、季節や時間の変化に対応した光の
	色や強さの工夫がなされた夜間景観をつくります。



(出典:川崎市 HP)

生活・産業景観	生活・産業景観づくり②		
景観づくりの	生活・産業景観の創造		
方向性			
制度名	真鶴町まちづくり条例に基づく「美の原則」、「美の基準」		
所在地	神奈川県真鶴町		
主体	行政、住民、事業者		
目的	乱開発による景観の乱れを抑制し、住民が主体となった景観づくりを行う		
	ため		
内容	1. まちづくり条例制定の経緯		
	真鶴町は水資源が乏しく、バブル期のマンション建設計画ラッシュの状		
	況の大きな混乱を契機に、開発抑制を念頭に置いた、上水道事業給水規制		
	条例、地下水採取規制の条例が施行され、給水についての一定の歯止めが		
	かけられるとともに、開発に関する新たなルールづくり(まちづくり条例		
	策定) が始められました。条例は平成5年6月16日に可決され、同6年1		
	月1日に施行されました。		
	2. まちづくり条例の特徴一美の原則		
	条例では、まちづくり計画を定める他、事前協議の手続きのルールを定した。		
	めています。条例の中で注目すべき点は、美の原則です。		
	これは8つの原則とその下のデザインコード(キーワード)で体系づけ		
	られているもので、その土地に固有の要素や建築に関して住民が共有して		
	きた不文律の作法をルール化したもので、開発が行われる場合にはこれら		
	をできる限り計画に取り入れるよう求めています。適用されるキーワード		
	は、全体で69のうち20~40程度になっています。		
	3. 運用方法		
	自己の居住用等の住宅以外の建設計画では、事前協議の手続きの中で他 の基準、計画等と併せて美の原則への適合を求めています。		
	自己住宅でも取り入れてもらえるよう全戸に美の原則の冊子を配布して		
	います。		
	美の原則の適用にあたっては、町担当者が開発計画地を調査し、美の原		
	則に基づき計画についての要望を提示し、事業者がこれに対し、計画の見		
	直しを図り、それを町が再評価することとなっています。 		
	4. 成果		
	運用の成果は公共施設としての擁壁の改善、植栽、周辺の整備などが具		
	体的な成果として現れています。現在、住民の条例に対する認知度は高い		
	といえます。		

○真鶴町まちづくり条例「美の基準」の構成(抜粋)

1.8つの基準

真鶴町では、この「美」を個人的な主観としないために、8つの原則(基準)をたてました。考え方のヒントとなったのは、イギリスのチャールズ皇太子が著した「英国の未来像・建築に関する考察」です。この著書でいわれている「建築の10の原則」は、遠い国のことでありながら、都市に住む人間にとって、国や時間を超えて共通の普遍性をもつものでした。

2. 基準の概要

デザインコードの「美の基準」は、この基準をよく理解するために具体的な手がかりを掲げ、そしてそれらを簡潔に表現する基本的精神を示しました。

3. 全体のつながり

8 つの基準はひとつひとつ重要であると共に、全体としてこれらがまとまっていることが必要です。これが「美の基準Ⅱ」で紹介する「つながり」です。

4. 基準の詳細

詳細は、この全体のイメージを具体化するものです。「美の基準Ⅲ」は、 これをキーワードとしてあらわしました。

5. 参加

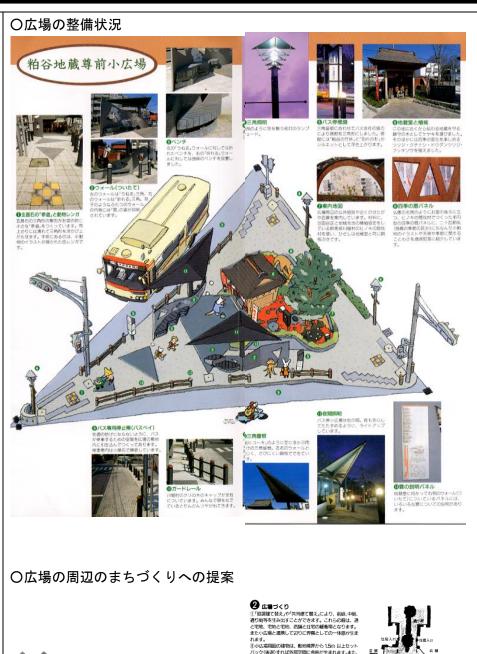
「美の基準」は、強制されるものではなく、みんなで創っていくものです。 従って、この「美の基準」には誰もが参加できます。ここで示された「美の基 準」は、参加によって修正されたり蓄積されたりしていきます。

■美の基準の構成

				美の基準 I	美の基準 Ⅱ	美の基準 皿
	基	準	手がかり	基本的精神	つながり	キーワード
1.	瑶	所	(場所の尊重) 地勢 輪郭 地味 雰囲気	*建築は場所を摩重し、風景を支配しない ようにしなければならない。	私たちは 上島・戸 斤 を尊重することにより、その	□型なる所 ○発面地 ○豊かな植生 ○眺める場所 ○生きている屋外 ○浄かな音戸 ○海と触れる場所
2.	格一	づけ	(格づけのすすめ) 歴史 文化 風土 領域	*建築は私たちの場所の記憶を再現し、私 たちの町を表現するものである。	歴史、文化、風土 を町や建築の各部に 「本各一づくナ」し、それらの各部の	○海の仕事山の仕事 ○転機場所 ○見通し ○建物の縁 ○方よび門口 ○壁の窓舱 ○母屋 ○柱の雰囲気 ○門・玄関 ○柱と窓の大きさ
3.	尺	度	(尺度の考慮) 手のひら 人間 木 森 丘 海	*すべての物の基準は人間である。建築は まず、人間の大きさと調和した比率をも ち、次に周囲の建物を尊重しなければな らない。	尺 1全 のつながりを持って 青い海、輝く森と言った 青熱、美しい場物の部分、 の共演による	○斜面に沿う形
1.	初間	和	(調和していること) 自然 生態 建物各部 建物どうし	*建築は青い海と輝く緑の自然に選和し、 かつ町全体と調和しなければならない。	記聞 季日 の創造を図る。 それらは、 生活が生み出す	□押い降りる屋根 ○日の恵
5.	材	*4	(材料の選択) 地場産 自然 非工業生産品	*建築は町の材料を活かして作らなければならない。	木才 米斗 に育まれ 登建 食印	○自然な材料 ○地の生む材料 ○活きている材料
з.	装芸	統	(豊かな細部) 真鶴独自の装飾 芸術	*建築には装飾が必要であり、私たちは町 に独自な装飾を作り出す。 芸術は人の心を豊かにする。建築は芸術 と一体化しなければならない。	- 本	○表飾 ○森、海、大地、生活の印象 ○軒先、軒貫 ○届経館り ○日は中心の無点 ○少々目標
7.	コミ		(Jizzir(の保全) 生活共城 生活環境 生涯学習	*建築は人々のコミュニティを守り育てる ためにある。人々は建築に参加するべき であり、コミュニティを守り育てる権利 と義務を有する。	コミュニティ を守り育てるための権利、義務、自由 を生きづかせる。 これらの全体は真顔町の人々、町並、 自然の美しい	○世帯の混合 ○外螺 ○ふだんの縁 ○人の気配 ○小さな人だまり ○さわれる花 ○お年寄り ○影路を見下みすテラス ○茂朱学校 ○断路に向かう窓 ○子供の家 ○離れる階級
8.	朓	හ	(眺めの創造) 真鶴町の味め 人々が生きづく眺め	*建築は人々の味めの中にあり、美しい終めを育てるためにあらゆる努力をしなければならない。	旧形 めつ に複雑されるであろう。	○まつり ○夜光虫 ○できごと ○眺め ○風かい ○いよき ○懐かしい町並

(出典:真鶴町まちづくり条例 美の基準 Design Code (真鶴町発行))

生活・産業景観	見づくり③	
景観づくりの	生活・産業景観の創造	
方向性		
事業名	バス停づくりから界隈づくり	^
所在地	東京都世田谷区	
主体	行政、住民、事業者	
目的	区民のアイディアを活かしたバス停の	ある小広場の整備を核として、周囲
	の景観整備を進めるため	
内容	1.「バス停のある小広場」コンペ	
	地域の特性や歴史に配慮した「バ	
	ス停のある小広場」の整備を進める	谷
	ため、区民のアイディアの募集を行	地
	いました。それを基に設計を進めま	蔵
	した。	奠
	2. 区民のアイディアを活かした	谷地蔵尊前
	「バス停のある小広場」の整備事業	一
	世田谷区、バス事業者等が事業主	広
	体となり、個性のあるバス停小広場	場
	を整備しました。	
	3. 小広場周囲の建物整備による街	
	並みづくりへの提案	私たちの毎日の暮らしを支えている、バス。
	広場周囲の建物のデザイン等へ	
	の提案、民地でのオープンスペース	
	の確保による周囲のゆとりの演出	
	などを目指した共同・協調建替の提	
	案などを行っています。	
	4. 成果	
	この広場の整備は終了し、広場周	
	囲のまちづくりへの提案をしてい	
	ます。	



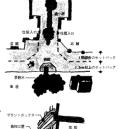
小広場を中心にした界隈づくりの提案

広場周辺のまちづくりに対して、区は、さまざまな確から支援しお手伝いします。 ひとつの敷地の使い方の工夫、お隣どうして協力した協調を替えや共可遽で替えなどの工夫、 さらにご近所ぐるみての建築協定、緑化協定、地区計画など、 広場を中心として魅力的な界隈をつくるいろいろな工夫が考えられます。

例えばこんなイメージの界限づくりを考えてみました。

医角広境......







(出典:バス停のある小広場 粕谷地蔵尊前小広場 (世田谷区発行))

生活・産業景観	見づくり④
景観づくりの	生活・産業景観の創造
方向性	
事業名	街並みづくり 100 年運動等
所在地	山形県金山町
主体	行政、住民、事業者
目的	100年をかけて自然(風景)と調和した美しい街並みをつくっていくため。
	あわせて、林業等の地場産業の振興や人と自然の共生を図る。
内容	1. 事業の経緯
	以前から続けられていた「全町美化運動」、「美しい街づくり」を受けて、
	昭和 59 年に政策として位置づけられました。
	2. 街並みづくり 100 年運動の目標
	・人間と自然のかかわりづくり、さらには人間と自然の調和づくりを推進
	すること。
	・美しい街並みの形成と地域 CI 化(地域の個性化)を推進すること。
	・地域風土、地域材、在来工法等、杉を中心とした地域資源の有機的結合
	を図ること。
	3. 街並みづくり 100 年運動の内容
	・住宅コンクールの開始(昭和 56 年)
	商工会が主催、立て替えの進む住宅を金山町らしさを持ったものへ誘導
	するために行われました。
	・金山町街並み景観条例の制定(昭和 61 年)
	町民がこれから町の歴史を創るという視点で全町を対象として創られて
	います。また、景観条例に基づく助成制度があり、平成 13 年度末までに
	594 件が助成を受けています。
	・景観形成方針の策定(昭和 61 年)
	住宅コンクールによって金山の大工たちが創った金山住宅のスタイルが
	基本となっています。
	・新しい魅力資源としての公共施設の整備(昭和 50 年~)
	地域の景観になじみ、地場産材の活用、地域性に配慮した整備を行いま
	・歴史的な町屋住宅、倉庫蔵の修復と利活用
	歴史的な町屋や蔵をその当初デザインを保持しつつ、資料館や多目的ホー
	一ル、金融機関に改装し、街並みづくりに活用しています。

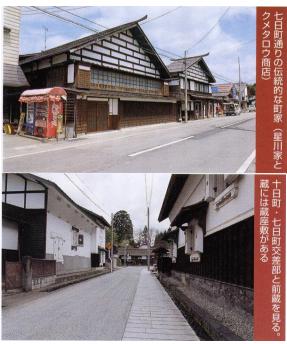
・金山町くらしの道づくり計画の策定

裏通りの生活道路と歩行者動線の改善、共同駐車場の整備により、周辺部から中心に向かって「緑と水のくさび」を打ち込み、表通りは交差点などの街角の修景を行うことで街並みづくりを行っています。

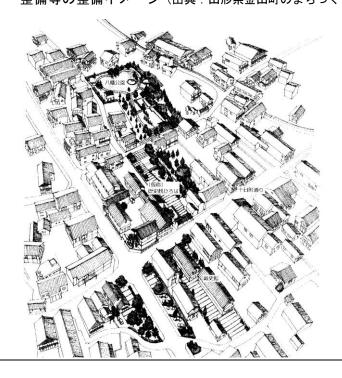
4. 成果

地場産業である林業とタイアップした街並みづくりで、個性ある街並み が形成されています。

・伝統的な町屋と蔵のある街並み (出典:「造形」NO.29)



・蔵史館(資料館)、(仮称)蔵史館ひろば、八幡公園の整備と生活道路の整備等の整備イメージ(出典:山形県金山町のまちづくりと建築2002)



生活・産業景観づくり⑤		
景観づくりの	生活・産業景観の整序、創造	
方向性		
事業名	集落美化をもとにした集落景観の継続管理	
所在地	栃木県茂木町	
主体	行政、住民、事業者	
目的	集落美化によるむらづくり	
内容	1. 事業の経緯	
	昭和 61 年の集中豪雨による被害を契機として安全なまちづくり、快適な	
	まちづくりを目指す気運が高まりました。これにより治水を目的とする河	
	川改修等だけでなく、「もてぎの川をきれいにする基金条例」に発展しまし	
	た。また北部、南部の中山間地では、「花いっぱいコンクール」、生垣助成	
	制度や住民による清掃活動などが盛んに行われており、これらが下地とな	
	って、継続的な景観づくりが行われるようになりました。	
	2.「花いっぱいコンクール」による美化運動	
	自治会が中心となって、沿道や畔で花壇づくりを行う「花いっぱいコン	
	クール」が年一回行われ、各集落が競い合っています。	
	3. 生け垣づくり補助制度	
	緑ゆたかな住みよいまちづくり運動の一つとして、道路に面した敷地の	
	生け垣づくりを推進し、街並みの緑化と美しい景観づくりを進めています。	
	生垣の整備にあたっては「おすすめの樹種」を示し、地域になじんだ樹種	
	を使用するようすすめています。	
	4. 長屋門のある農家住宅を中心とした景観の整序	
	白壁の長屋門をもつ農家住宅と水田とが調和した農村景観を創り出すよ	
	うに各戸に景観への配慮を行うよう、協力要請しています。	
	4. 成果	
	質の高い景観管理を維持することにより、第3回農村アメニティコンク	
	ール優秀賞を受賞しています。	

○屋敷林や農地と調和した美しい長屋門のある農家



(出典:景観づくりむらづくりー農村景観づくりの手引きー 編著:農村景観研究会)

〇農地を活かした観光地景観の演出

(第 6 回 美しい日本のむら景観コンテスト 全国土地改良事業団体連合 会長賞(茂木町大瀬))

この菜の花畑は種を取るために栽培しているもので、まるで黄色いジュータンを敷き詰めたようなすばらしい景色は、日曜日にはちょっとした観光スポットとなっています。豊かな自然環境を活かし、周囲にはキャンプ場、ふるさとセンターが整備され、鮎釣り、紅葉狩り、カヌーを中心とする多くの観光客が訪れています。(撮影者:五月女久雄)



(出典:第6回 美しい日本のむら景観コンテストHP)